**軽二輪・小型二輪の軽自動車税申告窓口について**

軽二輪・小型二輪の軽自動車税申告書は、下記窓口に提出していただきますようお願いします。

また、その際は正確な軽自動車税業務を行うため、軽自動車届出済証または自動車検査証のコピーを取らせていただきますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いします。

**■軽二輪・小型二輪の軽自動車税申告窓口**

▽申告対象

・軽二輪（総排気量125ccを超え250cc以下のバイク）

・小型二輪（総排気量250ccを超えるバイク）

※他県から転入された場合の転出元市区町村への軽自動車税

廃車申告は取り扱いいたしませんので、転出元市区町村へ

お問い合わせください。

また、有償となりますが、全国軽自動車連合会鳥取事務所

（鳥取市安長７７－３　電話　0857-28-7021）に、ご

依頼いただくこともできます。

▽場　　所

鳥取市丸山町２３３番地　　**１１番窓口**

鳥取県自動車整備振興会建物内（鳥取運輸支局隣り）